

別紙 1

令和 8 年度埼玉県看護師等就労環境改善施設整備費補助金の概要（予定）

1 事業概要

事業名称	対象経費
病院内保育所 施設整備事業	病院内保育所として必要な新築、増改築、改修に要する 工事費又は工事請負費 ※ 既存の病院内保育所の改修（内装や設備の更新、修 繕等）は対象外。空き部屋等を利用する場合の改修は 対象

2 補助金額[参考: 令和 7 年度のもの(令和 8 年度は変更になる可能性があります。)]

$$\text{補助金額} = \text{基準面積} \times \text{基準単価} \times \text{補助率} 0.33 \times \text{調整率} 1.00$$

事業区分	基準面積	基準単価（1 m ² 当たり）
病院内保育所	収容定員 × 5 m ²	鉄筋コンクリート造及び木造 140,900円
施設整備事業	※上限30人（150m ² ）	ブロック造 123,400円

※ 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

拡張の場合は、拡張部分の面積（拡張前と拡張後の面積の差）が基準面積となる。既存部分は対象とはならない。

※ 建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

3 事業のスケジュール（予算が確保できた場合の見込）

令和 8 年 2 月頃	事業計画事前ヒアリング
令和 8 年 4 月頃	事業計画書提出（実地確認も行います）
令和 8 年 6 月頃	補助内示

※ これより前に事業（請負業者の選定や契約を含む。）
に着手できません。

令和 8 年 1 0 月頃	交付申請書提出
令和 8 年 1 2 月頃	交付決定
令和 9 年 3 月	事業完了期限（支払も完了していること）

4 補助対象外経費

次の経費は、補助の対象となりません。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用